

道路行政マネジメント研究会提言の骨子（案）

1. 提言の背景

現在、「行政機関の行う政策の評価に関する法律（平成 14 年 4 月 1 日施行）」が施行され、政府全体として、国民的視点に立った、成果を重視した行政への転換を推進しているところである。

「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2002（平成 14 年 6 月 25 日閣議決定）」において「計画策定の重点を、その分野の特性を踏まえつつ、従来の「事業量」から計画によって達成することを目指す成果にすべき」とされるなど、特に公共事業については、成果を重視した行政運営への転換が叫ばれているところである。

同様の課題にいち早く直面した欧米諸国においては既に、民間の経営手法等を取り入れた、いわゆるニュー・パブリック・マネジメントといわれる一連の行政改革を実施しており、例えば、米国や英国においては、その一環として、成果を表す指標であるアウトカム指標等を用いて政策目標を設定し、毎年度、業績を分析、評価し、以後の施策、事業に反映する制度を、道路行政も含む、政府全体として導入している。

国土交通省においても、「平成 13 年度 国土交通省政策評価年次報告書（平成 14 年 6 月公表）」において、政策評価制度の導入により、成果主義の行政運営への転換を進めるべきであることを示しており、そのためには、「政策評価だけでは、どうしても限界があり、（中略）予算、組織、人事等の内部マネジメント、すなわち業務運営面での改革と『車の両輪』で推進していく必要」等、部局ごとの取り組みの必要性について指摘している。

これらの背景を受け、社会資本整備審議会では、その中間答申「今、転換のとき」（平成 14 年 8 月 2 日答申）において、道路行政について、具体的に、「アウトカム指標に基づき運営を行う方式に転換し、毎年度、指標に基づき業績の分析・評価を行い、その結果を予算編成等に適切に反映させるシステムを構築すべき」と提言している。

2 . 成果主義の新たな道路行政マネジメントのあり方

(1) 道路行政の効率性、透明性の確保

国民本位の、効率的で質の高い行政運営を実現するためには、国民にとっての成果を重視する観点にたち、限られた資源を適切に配分するための行政運営の枠組みを構築することが重要である。その際、納税者である国民に対し、意志決定過程における透明性を高めることが重要である。

しかしながら、これまでの行政においては、効率性を追求するインセンティブが働きにくく、ややもすると、行政組織としての手続きの円滑さが重視され、本来優先されるべき、国民本位の行政運営が省みられないことが少なくなかった。このため、道路行政の効率性、透明性を高め、アカウンタビリティの向上を図るべきである。

(2) 成果主義の行政マネジメントへ

我が国の道路行政においても、顧客にとっての利益を効率的に追求する民間企業の経営手法を取り入れ、株主の監視の代わりに納税者の視点を意識し、利益目標の代わりに、道路サービスによる成果目標を掲げることにより、成果主義の「行政経営（行政マネジメント）」への転換を図ることが必要である。

具体的には、道路交通安全対策、渋滞対策といった政策目標ごとに、毎年度、定量的な成果目標を定め、それらの目標を目指して行政執行にあたるとともに、事後的に成果の評価を行い、その結果を以降の政策展開に活用する、いわゆる「マネジメント・サイクル」の確立が必要である。

3. 成果主義の新たな道路行政マネジメントの基本的な考え方（ポイント）

目標と指標の設定

- ・ 道路行政の使命、政策目標を体系的に定めることが必要。
- ・ 政策目標ごとに、具体的な成果を客観的、定量的に表わす指標（アウトカム指標）を設定し、指標ごとに各年度の目標値を設定することが必要。

毎年度のマネジメント・サイクル

- ・ 毎年度、目標を定める、「業績計画書（アウトカム・プラン）」を策定、公表する必要。
- ・ さらに、毎年度終了後、業績を測定し、「達成度報告書（アウトカム・レポート）」を策定、公表することが必要。
- ・ 結果を以降の政策展開に活用。（マネジメント・サイクルの確立）

データ取得の努力

- ・ 必要なデータの取得を効果的、効率的に実施することが重要。（ITを活用したデータ収集技術などを開発・導入など）

出先部門までの成果主義の徹底

- ・ 国道事務所のより自律的な業務運営を進め、「成果主義」を広げていくことが重要。
- ・ その際、いわゆるベンチマーキングを取り入れ、低位業績の事務所への改善インセンティブの付与等、競争原理を活用することが可能。

アカウントビリティ向上のための取り組み

- ・ 「業績計画書」「達成度報告書」について、道路行政評価サイト（「道路IRサイト」）への掲載等を通じて公表。
- ・ 毎年度の顧客満足度調査の実施、公表。
- ・ 都道府県ごとの「業績計画書」「達成度報告書」を作り、地域住民へわかりやすい説明を果たすことが必要。

運用にあたって

- ・ 当初は、データの整備、上位計画や制度の整備などの改善を待つのでなく、可能な範囲から、平成15年度からスタート。
- ・ 地域においては、地方公共団体の行政評価制度等と整合を図り、地域性を尊重した評価を。
- ・ 指標に基づく業績の分析・評価結果が予算編成等に適切に反映されるようなしくみを積極的に検討。